

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要（畜産課）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（六件）（農村整
備課）
- 土地改良事業の認可（三件）（〃）
- 都市計画の変更に係る案の縦覧（三件）（都市計画課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導
課）

告 示

鳥取県告示第一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第
三十五号）第二十一号第五項の規定に基づき、平成四年十月に収去した飼

料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	鳥取市五区田町 3 鳥取県農業協同 組合連合会鳥取 支所	くみあい標準配合飼料ハ イパローチック前期 農協のえさびゅうおスチ ム専用和生牛前期	4.9	21.4	4.1	2.7	5.3	1.10	0.67											
倉敷市 西日株 くみあい飼料株 式会社水島工場	鳥取市湯所町2 丁目148 倉谷魚粉製造所	くみあい配合飼料子牛 育成用ニユーグリー ドベ レット	4.10	18.1	3.8	5.8	6.6	0.89	0.77											
倉敷市 中部飼料株式会 社岡山工場	鳥取市秋里403 —1 株式会社イナキ	マル中印若令牛育成用配 合飼料αビーフ前期 マル中印乳肉用牛飼育用 飼料αマックスター	4.10	15.0	4.5	7.1	5.2	0.64	0.46											
玉野市 中国飼料合資会 社	鳥取市朝月 戸田武商店	カネニ印大さう用配合 飼料大雑用 カネニ印成鶏用配合飼 料カネット	4.10	14.0	3.5	2.9	3.8	0.61	0.53											

注 1. 飼料の名称の欄中「**●**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第二号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（佐木谷線）農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年一月十一日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（八幡山線）農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（出水線）農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（尾郷線）農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南地区（名谷線）農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）猪子地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業米井地区区画整理）を平成四年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水）を平成四年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業吉尾地区農業用排水）を平成四年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・五・六号大工町土居叶線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市富安一丁目及び興南町

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一丁目一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成五年一月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見を提出することができる。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・五・九号東中学校公園線、三・五・八号新倉吉線及び三・六・一号河原町宮川町線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・五・九号東中学校公園線

変更する部分

倉吉市宮川町及び湊町

2 三・五・八号新倉吉線

変更する部分

倉吉市宮川町

3 三・六・一号河原町宮川町線

変更する部分

倉吉市宮川町

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市夔町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成五年一月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年一月八日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線及び三・四・九号二

本木陰田線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線

変更する部分

米子市加茂町二丁目

2 三・四・九号二本木陰田線

変更する部分

米子市加茂町二丁目及び久米町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

平成五年一月八日から同月二十二日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年一月八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フューバーンガンSDI	株式会社大同

縣 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年1月22日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成5年1月8日

鳥取県大規模小売店舗審議协会会长 田 中 肇 第

○法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社ジュンロード
鳥根県益田市下本郷町206—5
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンロード西倉吉店
倉吉市生田349及び350
- 3 開店日
平成5年9月15日
- 4 店舗面積
1,179㎡
- 5 主として販売する物品の種類
雑貨、家庭用品、その他